

地域社会にとっての 文化の必要性和自治体政策

三重大学教育学部 特任教授 山田 康彦



発行所
三重県地方自治研究センター
三重県津市栄町2丁目361番地
(一)三重県地方自治労働文化センター内
TEL059-227-3298
FAX059-227-3116
<http://www.mie-jichiken.jp/>
info@mie-jichiken.jp

はじめに

辞書などを見ると、「文化」とは、広い意味では、人間の生活様式の全体を指すとされる。人間の生活は、その隅々まで人類が築いてきたもの、すなわち文化で成り立っているからである。他方では、特に思想・科学・芸術・宗教などの精神的活動とその所産を意味するとされる。しかし、このような一般的な2つの定義では、今私たちが考えようとしている文化は、一方は広すぎ、他方は狭すぎしてしまう。

すぐ後に取り上げる文化芸術基本法では、文化芸術を、①芸術（文学・音楽・美術・演劇など）、②メディア芸術（映画・漫画・アニメーションなど）、③伝統芸能（雅楽・能楽・歌舞伎・組踊など）、④芸能（講談・落語・漫才など）、⑤生活文化（茶道・華道・食文化など）、国民音楽（囲碁・将棋など）、出版物など、⑥有形・無形文化財など、と例示しつつ分類している。明確に概念化されていないが、生活文化から芸術文化までを範囲に入れて、煩雑ではあるが、ある程度分かりやすく示されている。私たちが「地域社会にとっての文化」と言ったときに、文化芸術基本法で示された種類を想定したほうが考えやすい。このような範囲

を想定しながら、本稿では文化を論じていきたい。

ところが、このように文化を具体的に想定するのはよいのだが、実際の地域社会や生活上の文化といえ、テレビやパソコンなどの電子機器を通して文化芸術の享受に多くが占められ、自らが主体的に取り組む文化は、習い事をはじめ余暇における趣味や娯楽だと理解されていると言っている。また戦後日本の文化政策を歴史的に見たときに、特に一九八〇年代以降は地方自治体の果たした役割は極めて大きい。しかしそれでも、行政が進める文化政策は、公共施設の整備や芸術文化団体への援助など環境整備にとどまっていたといえよう。

そこで本稿では、一部の住民による趣味・娯楽としての文化という理解を超えて、すべての住民に必要とされる文化へとその理解の転換を図るとともに、自治体の文化政策も消極的なものから積極的なものへと移行していく契機になることを願って考えていきたい。

そのために、はじめに、国の文化政策の基本となる文化芸術基本法の特徴とそこでの注目すべき文化理解を確認し、次に具体的な活動例を紹介しながら、地域において人々が共に生きる社会を生み出すような文化芸術のあり方について検討し、最後に自治体の文化政策の現段階と歴史的に求められてきている政策の方向を明らかにしていきたい。

1. 共に生きる社会の基盤を生み出す文化芸術

まず文化政策を考えるうえで国の政策について確認しておくことは必要である。日本においては、

二〇〇一（平成十三）年に文化芸術振興基本法（以下「振興基本法」と略す）が成立した。それは、文化芸術の位置づけやそれを維持し発展させていく理念を、国としてはじめてまとめたものである。そして現在の文化芸術基本法は、オリンピック・パラリンピックの開催と文化庁の京都への本格的移転を前に、当初の「振興基本法」を時代に即して新たな機能強化を求めて改正し、名称も変更して、二〇一七（平成二九）年に施行された。その文化芸術基本法に示された理念等は、現代の文化芸術の意義や発展方向を考えるうえで、重要な示唆を与えている。したがってそのポイントを確認しておきたい。

まず、文化芸術の基本的な意義及び役割を示した前文の最初の一文を見ておきたい。少し長くなるが、重要なので全文を掲載しておきたい。

「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で①生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、②人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、③人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものである。更に、文化芸術は、④それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における⑤国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。」（傍線及び数字——引用者）

このように文化芸術基本法は、文

化芸術の5つの意義及び役割を示している。その部分は「振興基本法」の時から変更されていない。すなわち文化芸術は、④それ自身が固有の文化的あるいは芸術的価値や意義を持っていると同時に、①人々の生きる喜びを生み出すとともに、②創造性や表現する力を培う、そしてそれだけでなく⑤人々に共通する精神的よりどころになると指摘しているのである。これら4点は、文化芸術について考えた場合に、多くの人々にある程度容易に想定できる事柄ではないかと考えられる。

それらに比べて③で指摘されているのは、日本においてはあまりなじみがなく、理解しづらい点ではないだろうか。そこでは、文化芸術が、人々の、しかも多様な人々との間のコミュニケーションを培い、相互のつながりや理解、そして互いへの尊重を育む役割を果たすというのである。このように文化芸術が、多様な人々が共に生きる社会の形成に寄与するとはっきりと示していることに注目する必要がある。

本年になっていかに世界的な危機となった新型コロナウイルス感染症拡大に際して、ドイツの対応、とりわけその芸術文化支援の厚さが注目されている。たとえば、その危機への対策として日本の二〇二〇年度第二次補正予算が六月に決定され、その中で文化芸術活動への支援に五〇〇億円が充てられることになったときにも、ドイツは一、二〇〇億円規模だと報道されていた。そうしたドイツの文化芸術の支援の厚さの根拠になっているのが、実は③に示されたような、あらゆる人が生きていく上で、そして人々が共に生きていく上で文化芸術が欠かせないと

いう考え方だと指摘されている。今日多様性を増している日本社会において、文化芸術のこのような役割に目が向けられていることに留意しておきたい。

2. 文化芸術基本法の注目すべき点

そのことを含んで、ここで改めて文化芸術基本法の全体的な特徴を、特にその中で強調されている点に注目して確認しておきたい。

一般に文化芸術基本法の最大のトピックとして指摘されるのは、国や自治体が文化芸術に対する振興計画を作成することになったことである。つまり「振興基本法」では振興の基本方針の作成しか示されなかったが、それを改めて、施策の推進のための計画を定めることになったのである（第7条）。具体的には、政府においては「文化芸術推進基本計画」（以下「推進基本計画」と略す）を定めることが義務となり、地方公共団体では努力義務とされた。

このように振興計画を策定することになったのは、文化政策を実効性のあるものにする意図の表れとして評価されよう。しかしこの事項は、政策推進のための形式的な規定である。最も大切なのは、何のために計画が必要なのかという、目的及び内容の問題である。

この文化芸術推進の目的や内容で重点になっている事項は、二〇一八（平成三〇）年三月に決定された「推進基本計画」によって、より明瞭に示されている。

この基本計画では、図1のように4つの目標が提示されている。そこで特に注目したいのが、目標2と3に示される文化芸術の価値を社会に

活かすという視点である。つまりあらゆる人々の文化への権利を保障するための基本的な環境を生み出すという目標1をふまえて、目標2と3は、文化芸術の価値を社会的に働かせていくものである。ただその両者では、方向が異なっている。目標2は、観光や産業の分野などで、文化芸術の価値を契機に資源・生産・経営等のイノベーションを図ることによって、主に経済的な効果を生み出していかうというねらいである。

それに対して目標3は、先に注目の文化芸術基本法に示された文化芸術の意義と役割の③に該当する目標である。この目標3の一環として「推進基本計画」では、「文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有している」と文化芸術の社会包摂機能について言及している。社会包摂とは、社会的に弱い立場にいるマイノリティ（少

II 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

文化芸術は、それ自身が固有の意義と価値を有し、心豊かな社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという文化芸術基本法の精神を前提とし、以下のように定める。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

図1 「文化芸術推進基本計画（第1期）の概要」（文化庁 2018）

数者）の人々が、排除されたり孤立させられることなく、またマジョリティ（多数者）に組み込まれるのではなく、それぞれの存在と価値が尊重され、共に生きる社会をつくることである。

ここで目をとめておきたいのが、人々が文化芸術に参加するための環境整備の対象として挙げられている例が、法や計画によって少しづつ変化してきたことである。その結果「振興基本法」段階では「居住する地域にかかわらず等しく」となっていた部分が、「推進基本計画」では、「子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、居住する地域にかかわらず等しく文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることが望まれている」（傍点―引用者）と指摘されるようになった。つまり文化芸術への参加対象の例示を拡大し、さらに「など」と追記することによって、より多様な人々に文化芸術の機能を広げることが可能にしているのである。このように文化芸術は、社会に生じている諸問題にも目を向け、社会包摂機能を持つなど対象となる人々を広げながら、共生社会を生み出す役割が期待されているのである。

3. 人々が共に生きる社会を生み出す文化芸術の振興

文化芸術基本法では、文化芸術への期待が、単にそれ独自の発展だけでなく、経済的活性化や人々が共に生きる社会の創出の2つの側面に向けられていることが理解できた。その中で、前者の文化芸術の価値を観光や産業、そしてまちづくりの活かすという面は、政府や多くの自治体において自覚的に取り組まれてきて

いる。例えば、地域ブランドの発掘と発信などは、各地で様々な進められている。その成否の状況を、改めて文化芸術の視点から捉えてみることも必要だろう。

このように前者にはかなりの程度目が向けられているが、社会の問題解決も含みながら多様な人々が共に生きる社会を生み出していくという後者の面は、具体的な取り組みが進んでいるとはあまり言えない状況ではないだろうか。

しかし例えば、文化芸術を活かしたまちづくりを積極的に進めているNPOアートサポートふくおかの代表である古賀弥生は、「まちは経済的な面だけ元気になっても、人が元気（幸せ）にならなくては意味がない。まちづくりの最終目標は、そのまちの人たちが元気になることである。経済（の活性化）はそのためのツールである」と語ったという³⁾。

今日、人々の間で、年齢、障がいの有無、経済あるいは生活の状況、居住する地域、国籍、言語、さらに性意識など、様々な違いが存在する。だからこそ、そうした人々が文化芸術に参加し相互に交流することを通して、自らの存在を確認したり、生きる喜びや勇気を感じながら、共に生きる社会を生み出していく、すなわち「人が元気（幸せ）になる」とことが求められるのである。そのためには、広く人々が参加できるように質や内容を持つように、文化芸術も変化していかなければならない。そのような事例を参考に紹介しておくたい。

一つは、認知症の人も含む高齢者の演劇活動である。岡山県に拠点を置く「おいと演劇」OibokkeShi（オイ・ボッケ・シ）という

劇団を主催する菅原直樹は、特別養護老人ホームで介護職員として働いた経験を基に、二〇一四年に認知症ケアを演劇手法に活かした「おいと演劇のワークショップ」を開始し、二〇一五年には実際の高齢者とともに演劇をつくって上演する活動を始めた。その菅原は、常に「介護と演劇はものすごく相性がいい」と語る。その意味は二つあると考えられる。一つは、認知症の人との関わりは演劇のよいトレーニングになるということである。つまり認知症の人は想定外の文脈で話しかけてくるが、それに対応する者は臨機応変に相手を受け止めて応答することが求められる。そこで必要とされるのは、演劇に不可欠な非言語的コミュニケーションに他ならず、介護の場はすなわち演劇の場なのであるというのである。二つめの意味は、高齢者は人生経験が長いのでそれぞれが豊かな人生のストーリーをもち、そのためその歩き方や存在に個性や人生がにじみ出ているので、それだけで存在感のある俳優になるということである。このような考えを基に、

一方で認知症を否定するのではなく、受け入れることの大切さを自然に感じ取れるようになるワークショップを展開し、他方で高齢者の経験したエピソードを基に、高齢者自身が演じる演劇活動を進めている（図2）⁴⁾。

二つめに紹介するのは、障がいを持った青年たちの表現活動である。埼玉県「新座市障害者を守る会成人部会」の障がいのある青年たちとボランティアの大人たちは、一九九六年から月一回のペースでダンスを中心とした「新座クリエイティブワークショップ」を開き、年1回の

OibokkeShi×三重県文化会館			
介	護	を	楽
明	る	く	老
アートプロジェクト		2017-2019のあゆみ	

演劇で超高齢社会を豊かに



図2 「OibokkeShi × 三重県文化会館「介護を楽しむ」「明るく老いる」アートプロジェクト 2017-2019のあゆみ」（三重県文化会館 2020）

発表会を開催している。参加する青年たちは、身体障がい、知的障がい、情緒障がいなど多様な障がいを持っている。この活動は、イギリスのコミュニティ・ダンスとの出会いを契機に始まり、その後現代舞踏の専門家が引き継いでファシリテートしている。このワークショップでは、指、一つの微妙な動きもダンスになるなど、何らかの身体の動きがすべてダンスになるという考え方を基本にしている。音楽が鳴り始めると、電動車いすを自在に動かす人、楽しそうに声を出しながら飛び跳ねる女性、立ったままリボンを上下に振っている男性、周囲を歩く男性など、それぞれが異なった動きをしている。その間に、ボランティアの女性たちが、手を取って寄り添っている人も、多くが流れるように青年に近づいて行っている。また離れたりして、観ているうちに、それぞれの

参加者たちが音や空間に応じてそれぞれの動きによって自らを表現しながら、同時に相互に呼応しながら動いていることが感知されてくる。ワークショップを始めた当初は、青年たちは、じっと動かなかったり、ただ動き回っているだけだったが、何年も続ける中で、身体を動かすようになり、言葉を出すようになったり、他者が近づくのを許容し呼応するように変化していったという⁵⁾。これら二つの事例に共通に見られるのは、高齢者や障がいを持つ人々を含め一人ひとりの存在を肯定し、その心身の現状を否定したり矯正するのではなく、それを特性として活かして率直に表現することを価値として尊重していることである。そのことによって自身が自己を肯定し、生きる幅を広げていくだけでなく、周囲の人々も互いに対する見方や関わり方を見直していくことができる

る。たとえばマイノリティであっても、このように人間個々の存在を肯定し、そうした人々が「本当に言いたいこと、表わしたいことを表現すること」を尊重し実現していくという考え方は、たとえば広く社会の中での文化芸術活動が進められているイギリスでのコミュニティ・アート運動の核心とも重なっており、普遍性をもっている。

4. 自治体の文化政策の発想の転換―積極的な文化政策へ

このように文化芸術の役割をより広く社会に活かしていくことが要請されてきている中で、地方自治体も従来の発想や枠組みを超えた文化芸術の振興が求められてきている。

一般に公共文化政策の基本は、1)文化施設の設置と維持、2)芸術・文化の振興と文化的人格形成の促進、3)文化事業の発案と資金調達、4)芸術家と文化を産業とする者、市民活動、文化領域で働くフリーランサー、文化産業のための条件整備、と整理されている¹⁾。さらに文化財の保存・活用も加えた方がより適切かもしれない。どちらにしてもほとんどの自治体の文化政策も、比重の置き方は異なるだろうが、同種の内容を備えている。文化政策のこのような枠組みは理解できるが、今後その内容や質の変化が求められてきていると考えられる。

たとえば、現在の自治体の文化政策の性格は、一方で文化施設の設置と維持に見られるような物理的な支援、あるいは芸術・文化の振興と言っても文化芸術団体などに対する財政的な援助など、主に文化芸術振興のための環境整備が中心になっている。このように政府や自治体など行

政における文化政策は全体に環境整備に力点があり、消極的な性格にとどまっている。このことは実は日本の文化政策の歴史にも起因している。すなわち日本では、第二次世界大戦時に国家によって強力な文化統制が進められた歴史をふまえて、戦後は長い間国として積極的に文化政策を立てることは否定され、そして控えられてきたからである。しかしながら文化芸術分野の法務・政策を専門にする作田知樹は、「内容不関与の原則」として文化政策の基本的姿勢と理解されている「アームズ・レンダースの原則」は相対化される必要があるとして、「幅広い文化振興の要請や、世界的な存在になった文化芸術団体の支援のためには設計監理者型の文化政策が望ましいため、政府や政府の委託を受けた文化機関が設計監理者として文化政策を行うケースも世界的に増えています。」と指摘している。確かに文化芸術の現場の専門性に基づく自治・自律性は担保されなければならないが、行政等が設計監理者として積極的に政策を推進する役割を果たすことが求められてきているというのである。そのような点では、文化芸術を活かして社会を一層活性化していくための積極的な政策を採ってもよいであろう。これまで見たように、一つは主に経済的な活性化に活かす方向と、もう一つは地域社会が抱える問題に目を向けながら、人々が文化芸術に参加し相互に交流することを通して、自らの存在を確認したり、生きる喜びや勇気を感じながら、共に生きる社会を生み出していく方向が示されている。それらの具体的な方策の設計監理が求められるのである。後者の面では、自治体

のあらゆる人に目を向けること、社会的な問題を文化芸術の問題として捉え直すことである。

あらゆる人に目を向けるという面では、たとえば文化助成の仕組みを見直し、より広く住民の参加を促す活動を支援するように工夫するなど考えられる。

また地域社会の問題に目を向けるとは、高齢者の介護、高齢者その他の世代との希薄な関係、外国人と日本人の分断、引きこもりなど、様々な社会的な困難を文化芸術がアプローチする問題として捉え直していくことである。当然そのためには文化芸術のあり方自体の見直しとそうした活動主体の発掘や育成も必要となる。文化芸術の社会的展開は、人々と共に生きる社会の実現のための不可欠な課題である。そうした将来展望を見据えたしっかりとした施策を進めたい。

- 1) 「文化芸術活動に支援金 個人に最大20万円、7月にも『日本経済新聞』電子版 二〇二〇年六月二十八日
- 2) 「コロナ時代のドイツは芸術・文化をどう守るか?」『ドイツニュースダイジェスト』Nr. 1122(二〇二〇年五月二日、参照)。
- 3) 藤野一夫「文化・芸術を活かしたまちづくり研究会『基礎自治体の文化政策』水曜社 二〇二〇年 九七頁
- 4) 「Brickage アンコールブリコ6」(特集 ようこそ!老いと演劇の世界へ)二〇一八年二月、参照。
- 5) この事例と理論については、拙稿「人間の文化的主体性の形成における芸術・芸術教育の役割と意義―障害児者の芸術文化活動の意義に寄せて―」『障害者問題研究』第46巻6号(通巻175号)、二〇一八年十一月、を参照された。



プロフィール

三重大学教育学部 特任教授

やま だ やす ひこ
山田 康彦

1954年神奈川県生まれ。東京教育大学教育学部卒。東京大学大学院教育学研究科博士課程満期退学。宮崎女子短期大学助教授、三重大学教育学部助教授、教授を経て、2019年より現職。社会文化学会代表、三重県文化審議会会長を務め、現在三重県総合博物館協議会長、三重県文化振興事業団評議員、津市文化振興審議会会長、亀山市文化基本条例検討委員会会長。

専門は芸術教育論。著者『学生と市民のための社会文化研究ハンドブック』(共著)など。

- 6) Jeffers, Alison & Moriarty, Gerried. Culture, Democracy and the Right to Make Art: The British Community Arts Movement. Bloomsbury, 2017. pp.245-6.
- 7) 藤野一夫「論説：パンデミック時代のドイツの文化政策(2)」『ウェブ版美術手帖』二〇二〇年五月二〇日 (<https://bijutsutecho.com/magazine/insight/22010> 二〇二〇年八月二六日確認)
- 8) 作田知樹「アートに関する法律入門―改稿版― 第3回 「表現の自由」と「内容不関与の原則」」「ネット・AM講座」二〇一九年七月四日、参照。(<https://www.netam.jp/course/law2019/3/> 二〇二〇年八月十三日確認)